

北本市 子どもの権利に関する 子ども関係施設・団体等アンケート調査

調査についてのお願い

皆様におかれましては日頃から北本市の行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

北本市では、令和3年度に北本市子どもの権利に関する条例を制定し、この条例に基づき、子どもの権利に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「北本市子どもの権利に関する行動計画」を策定することとなりました。

計画の策定に当たっては、子どもたちを支援する側の視点から、活動を通じて見える課題の原因や背景を掘り下げ、より詳細に対象の実態把握を行うことを目的に、子ども関係施設・団体等に対するアンケート調査の実施いたします。

調査の趣旨をご理解いただき、ご協力賜りますようお願いいたします。

令和5年4月

北本市長 三宮 幸雄

ご記入の前に、お読みください

1. 本調査は、普段から子どもたちと接し、相談や支援等を行う機会のある施設・団体や職掌の方々を対象に、本市の子どもたちの置かれた現状をお聞きするものです。相談に対応するご担当の方がお答えください。ご担当不在の場合、貴施設・団体の責任者がお答えください。(例 学校：スクールカウンセラー／校長)
2. 子どもの名前等、個人が特定できる事項は書かないでください。
3. ご回答をもとに、後日直接ヒアリングをさせていただく場合がございます。

令和5年5月15日(月)までに、ご回答をお願いいたします。

担当課：北本市福祉部子育て支援課

TEL 048-591-1111 (内線 2341)

はじめに 貴団体（貴職）についておたずねします

- 1 貴団体名・貴職名について、お教えてください。

所属団体名	職名
例) ●●小学校	例) スクールカウンセラー

- 2 子どもに対する貴団体・貴職の主な活動内容をお教えてください。

例) 児童に対する相談のほか、事件等の緊急時における被害児童の心のケアなど。

1 子どもの状況についておたずねします

問1 貴団体・貴職の日ごろの活動を通じて、子どもたちの様子で何か気になることがあればお教えてください。(○はいくつでも)

- | | |
|---------------------|----------------|
| 1. 家庭環境について | 2. 友人・知人関係について |
| 3. 虐待・いじめについて | 4. 自己肯定感について |
| 5. 携帯・ネット上の交友関係について | 6. その他 () |
| 7. 特に気になることはない | |

【問1で「1」～「6」のいずれかに○をつけた方のみ】

問2 子どもたちの様子で気になることを、具体的にお教えてください。(自由記述)

例) 友達のグループから疎外され、授業中も頻繁に体調不良を訴える子がいる。相談にのっているが、解決に至っていない。

【問1で「1」～「6」のいずれかに○をつけた方のみ】

問3 上記の気になることに対して、必要と感じる支援等があれば、お教えてください。(自由記述)

例) 学内だけでなく、学外の専門機関等も協力して、問題解決を図る仕組みが必要と感じる。

2 「子どもの権利条例」についておたずねします

問4 北本市が令和3年度に制定した「子どもの権利条例」では、保障されなければならない大切な子どもの権利として【安心して生きる権利】【自分らしく育つ権利】【守られる権利】【参加する権利】の4つの権利と、23の項目を挙げています。これらに関して、活動上気になること、権利を保障するために必要と思う取り組みについて、お答えください。(自由記述)

【安心して生きる権利】について

1. 命が守られ、尊重されること。
2. 愛情及び理解をもって育まれること。
3. あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。
4. あらゆる身体的若しくは精神的な暴力を受けないこと又は放置されないこと。
5. 健康に配慮がなされ、適切な医療が受けられること。
6. 平和及び安全な環境の下で生活できること。
7. 困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。

例) 7に関して、困っていることや不安に思っていることについて相談できる窓口が市にできたことは子どもにとって良いことだが、子ども自身がそれを知らないと思うので、もっと周知が必要。

【自分らしく育つ権利】について

8. 個性が認められ、人格が尊重されること。
9. 遊んだり、休んだりすること。
10. 年齢及び理解の程度に応じて学ぶこと。
11. 芸術、文化、運動及び自然に親しむこと。
12. 自らに関係することについて、必要な助言、情報の提供その他の援助を受け、年齢及び発達に応じて自分で決めることができること。
13. 地域及び社会の活動に参加すること。
14. 安心して過ごすことができる居場所が確保されること。

例) 14に関して、学校に通えない状況にある子どもが安心して過ごせる場として、地域の中で安心して過ごし、学べる場を考えても良いのではないか。

【守られる権利】について

15. あらゆる権利の侵害から逃れられること。
16. あらゆる搾取から守られること。
17. 子どもであることを理由に不当な扱いを受けないこと。
18. 自らの意思及び考えが尊重されること。
19. 自らに関する情報が不当に収集され、利用されないこと。
20. 誇りを傷つけられないこと。

例) 16、19、20に関して、LINEを通じて、生徒が個人攻撃される事例があった。ネットリテラシーの向上に一層取り組んでいく必要がある。

【参加する権利】について

21. 自らの意見を表明することができ、その年齢及び発達に応じてその意見が尊重されること。
22. 自らの意見を表明するために、必要な助言、情報の提供その他の援助を受けることができること。
23. 仲間をつくり、集まること。

例) 21、22に関して、子どもたちが学校の内外で感じていることや意見などを多く聞く機会はあるが、それらを聞くだけになっている場合が少なくない。子どもたちの意見表明を、他の職員に伝える手助けを一層行いたい。

問5 その他、ご意見などがあればご自由にお書きください。

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。